金融庁

アジア新興市場国の金融監督当局への技術支援

政策　施策　事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成24年3月
評価者：金融庁

http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html

政策等の内容

アジアの新興市場国の金融監督当局者に対して，金融庁の担当者及び金融業界（銀行・証券・保険）の専門家等から金融行政に関する講義等を実施した。

評価結果の概要

●総合評価

金融システムの監督体制の整備を必要とするアジア新興市場国の金融監督当局者に対して技術支援を行い，研修で得た結果を実務に活用したいとの回答をアンケートで得たことは，アジアの新興市場国の金融行政等の発展に一定の効果を上げたと評価できる。

●必要性／妥当性

金融庁は，銀行，証券，保険の3分野を一元的に監督する立場（integrated regulator）から，日本の経験や国際会議等での議論をアジアの新興市場国に伝えることを通じて，各国の金融監督当局との連携強化に努めている。このことは，アジアにおける日本の金融機関の事業展開支援の観点から，日本の国益とアジア新興市場国の金融システム発展のニーズに資するものである。金融の国際化・一体化が急速に進展する中，日本と緊密な関係を有するアジアの新興市場国の金融システムの健全な発展は，日本を含む国際金融システムの安定性の向上において重要であり，一層寄与する必要性がある。

●有効性

アジア新興市場国の金融監督当局への技術支援事業の参加者（38名）に対し，事後アンケート調査を行った。その結果，回答者のおおむね9割以上から，研修で得た結果について「同僚と情報共有を行い，具体的に活用する」もしくは「日本の制度を活用したい」などの回答を得た。

（アンケート結果）

・保険監督者セミナー：100%
・証券監督者セミナー：89%
・銀行監督者セミナー：100%

●効率性／適切性

過去に行った各種調査結果（例えば，実務や制度等についての講義だけではなく，ケーススタディーの要請やセミナーの開催等）に基づいて企画立案を行うことで，必要な情報を紹介するセミナーであったと評価できる。

教訓・政策への反映・対応策

本件研修が「実際の業務に役立っている」，もしくは「具体的に活用したい」との回答を得ていることから，今後とも実務に焦点を当てた研修を実施する。

保険監督者セミナー（2012年2月，東京）

証券監督者セミナー（2012年3月，東京）

総務省

ICT 分野における国際戦略の推進

政策 施策 事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成23年8月
評価者：総務省

http://www.soumu.go.jp/main_content/000130172.pdf

政策等の内容

グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けて，情報通信技術（ICT）分野における国際的な諸課題等を解決するため，二国・多国間の政策協議等の実施，二国間の協力関係の構築等を行う。また，日本の ICT 分野における国際競争力を強化するため，ミッションの派遣，ICT 先進事業国際展開プロジェクトの実施等を行う。

評価結果の概要

●総合評価

国際的な諸課題解決のための取組としては，二国間及び多国間協議等に積極的に参画し，ICT 先進国である米国や韓国等を始めとした各国との間で ICT 分野における連携を強化するとともに，成長著しいインド，中国，南米諸国，ASEAN 諸国等の ICT 分野に関する途上国と協力を推進する枠組みへの合意等により協力関係を構築した。さらに，国際的なデジタルディバイドの解消に資する ICT 分野に関する人材育成セミナー等の開催や国際機関等への貢献等を着実に実施した。

また，海外におけるセミナー・シンポジウムの開催，ミッション団派遣等の実施や ICT 先進事業国際展開プロジェクトの実施を戦略的に取り進めること等により，日本の ICT 産業の海外展開支援を効率的に推進している。

これらを通じ，国際的な課題を解決するための協調及び貢献を推進し，グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献しているものと評価できる。

●必要性

ＩＣＴ分野における国際戦略の推進として，国際的なデジタルディバイド解消等の課題解決のためには国際会議への参画や，国際機関等への貢献，ICT 分野の人材育成セミナー等を行っていく必要性がある。

また，日本の ICT 産業の国際競争力強化や ICT による成長力の強化のために，海外におけるセミナー・シンポジウムの開催やミッション団派遣等の ICT の情報発信を行っていくことなどが必要である。

●有効性

二国間の定期協議，政策協議，国際機関等における会議への参画については，ICT 分野における協力の促進に関するベトナムとの合意文書の署名や，APEC 第８回電気通信・情報産業大臣会合で共同議長を務め「沖縄宣言」を採択する等，協力関係の構築を図ることができた。

また，ICT 分野に関する途上国との協力関係構築については，中国，ベトナム，アルゼンチン等の政府要人と，ICT 分野における今後の協力に関する会談を実施したほか，アジア太平洋電気通信共同体（APT），JICA 等の研修により日本国内において 200 人以上の受講者を対象にした人材育成セミナーを実施した。このような取組を通じて，国際的なデジタルデバイドの解消，電波の有効利用等の課題の解決に貢献している。

●効率性

日本の ICT 産業の国際競争力強化や ICT による成長力強化のために，国際的に日本が強みを発揮し得る分野として従来から注力している重点３分野（デジタル放送分野，ワイヤレス分野及び次世代ＩＰネットワーク分野）を定め，「ユビキタス・アライアンス・プロジェクト」（重点３分野における途上国向けモデル事業）を実施した。平成 22 年度にはパラグアイ等において地上デジタル放送日本方式が採用されるなど，ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等を効率的に推進することができた。

教訓・政策への反映・対応策

今後の対応策として，学識経験者から「ICT の国際展開については政府の役割も大きく，今後も国が関与の上推進すべきである」，「ICT は今後の経済成長を支える戦略的産業であり，グローバル市場の中で日本の ICT 産業の国際競争力の強化を図ることが必要である」などの提言があった。

これらの提言も踏まえ，日本の成長分野である ICT 産業の海外展開が喫緊の課題であることも考慮しつつ，国際的な諸課題解決のため戦略的に取り組んでいく。また，日本の ICT 産業の海外展開支援については，地上デジタル放送方式の海外展開等における重点的な取組など成果が上がっているところ，引き続き更なる成果を上げるため，今後も複数の施策を総合的に着実に展開していく。

備考

●当該政策は，一部に ODA 事業を含む。

法務省

法務行政における国際協力の推進

政策 施策 事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成23年8月
評価者：法務省

http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/kanbou_hyouka_hyouka01-03.html

政策等の内容

国際協力を推進するため，国際連合（国連）と協力して行う研修・研究及び調査，並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し，法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供する。

評価結果の概要

●総合評価

国連の施策及び取組を踏まえ，国際基準や各国の優れた制度・運用を紹介する国際研修等の実施及び国際会議への参加により，最新の国際的知見・情報の収集や，国連等の関係機関との関係強化ができた。また，支援対象国のニーズに応えた国際研修や国際会議の招へい等の成果が，支援対象国の法制の維持・整備等に反映された。したがって，国際協力の推進という所期の目標を十分達成できた。

●妥当性

国連と協力して行う研修・研究及び調査において，可能な限り多くの国の実情に基づく比較検討を行い，かつ，ネットワークを拡大･強化するためには，集団研修方式が適切である。

また，法制度整備支援は，相手国の立法・司法関係者と対話や協議を行い，支援対象国の主体性・自主性を尊重し，信頼関係を構築しながら，相手国のニーズを踏まえた支援を行うものであり，支援の成果である法律や制度を支援対象国に根付かせるため妥当な手段である。

●有効性

東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは，域内各国が今後取り組むべき課題についての議論を通じ，関係機関と緊密な関係を構築できた。さらに，国際会議で得た情報や人的ネットワークは，国際研修等で活用しているとともに，日本の犯罪捜査・訴追における国際協力の促進にも役立っており，有効である。

また，支援対象国のニーズに応えた国際研修の参加者や国際会議の招へい研究員は，各国の立法担当職員や裁判官，検察官，弁護士等であり，研修・研究の成果は，各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映されており，これらの実績は，日本の国際社会における地位向上にも資するため，有効である。

●効率性

国連主催の犯罪防止に関する重要な会議への参加は，日本の刑事司法運営の貴重な資産となった上，効率的な人的ネットワークの拡充ができ，費用に見合った効果を上げられた。また，支援対象国に対し，支援の効果が最大限となるよう各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定し，短期・長期専門家の派遣，日本国内及び現地における研修･セミナーの開催，専門家会議の開催，学者や法律実務家によるサポートなど多様な手法を有機的に組み合わせ，効率的な支援を実施し，費用に見合った効果を上げられた。

「第14回汚職防止刑事司法支援研修」（2011年10月～11月）

教訓・政策への反映・対応策

国連と協力して行う研修・研究及び調査は，国連との協定や「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」等を踏まえ，今後も，継続実施していく。また，支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成の促進は，日本の国際社会における地位向上にも資するものであり，今後も，支援対象国の主体性・自主性を尊重し，信頼関係を構築しながら，引き続き，相手国のニーズを踏まえた支援を行う。

「第39回ベトナム法整備支援研修」（2012年3月）

財務省

国際開発金融機関を活用した支援

政策　**施策**　事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評 価 時 期：平成24年3月
評　価　者：財　務　省

http://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/mof/index.html

政策等の内容

世界銀行，アジア開発銀行等の国際開発金融機関（MDBs：Multilateral Development Banks）は，開発援助における豊富な経験や専門知識を持った人材を多く有するとともに，その広範な情報網を活用し，効果的な援助を行うことができるなどの長所がある。財務省はこのような長所を十分認識し，責任ある国際社会の一員として，MDBs の活動に積極的に貢献する。さらに，MDBs の主要出資国として業務運営に積極的に参画し，日本の ODA 政策・開発理念を MDBs の政策に反映させる。

評価結果の概要

●総合評価

財務省は，MDBs の主要株主として，MDBs が行う融資業務や組織運営等について積極的に意見を述べ，これらの施策に日本の開発の理念や ODA 政策を適切に反映させるよう努めている。平成 23 年度においては，特に，アジアの低所得国向けの支援を行う基金であるアジア開発基金（ADF）の第 10 次増資交渉の議論に積極的に参加した。さらに，中東・北アフリカ地域での改革の動きを踏まえ検討された欧州復興開発銀行（EBRD）の業務地域拡大のための議論に積極的に貢献した。

●必要性

日本が，安定的な経済社会の発展に資するための国際的な協力を積極的に推進するためには，最先端の専門的知識を持つ人材を数多く有しており，かつ，各国に拠点を置いている MDBs と連携し支援を実施することが必要である。

●有効性及び効率性

ＭＤＢは，①気候変動，防災，貧困削減等の地球規模課題や国際社会の重要な問題に中心となって取り組み，国際協力における豊富な経験が蓄積されていること，②国際協力の幅広い分野を網羅し最先端の専門的知識を有する優秀な人材が全世界から集まっていること，③数多くの現地事務所を有することにより現地の支援ニーズを的確に把握し，きめ細やかな支援を可能とする優れた情報網を有すること，④途上国の債務状況やガバナンスについてのデータを基に客観的な指標を作成し，それに基づいた援助が行えることといった長所を保有しており，その長所を活用した MDBs を通じた支援は，国際協力の極めて有効かつ効率的な手段である。

教訓・政策への反映・対応策

MDBs については，引き続き，主要出資国として業務運営に積極的に参画し，日本の ODA 政策・開発理念を MDBs の政策に反映させる。また，MDBs の専門的知見や人材を活用することで，日本の開発援助の効果・効率を増大させる。さらに，各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進，重点分野の明確化，結果を重視した援助の取組，援助効果の評価の推進，日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保を図ることにより，支援の効率性・有効性を高める MDBs の取組を積極的に支援していく。

また，MDBs を通じた開発援助について，広く一般に紹介する。

平成 23 年度に承認された日本信託基金のプロジェクト例

ＭＤＢ	プロジェクト名	対象国・地域	承認額
世界銀行	災害対応能力強化プロジェクト	パキスタン	約300万ドル
	障害児就学支援プロジェクト	ギニア	約300万ドル
	貧困農家に対する農業生産性向上プロジェクト	グアテマラ	約273万ドル
アジア開発銀行	スマートグリッド（次世代送電網）の導入支援	インド，スリランカ，モルディブ	140万ドル
	地方における電化支援プロジェクト	パプアニューギニア	250万ドル
	ＡＳＥＡＮ諸国に対する共通債券市場の育成支援	ASEAN諸国	120万ドル

<財務省：MDBs を活用した支援>

文部科学省

国際協力の推進

政策　施策　事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成23年9月
評価者：文部科学省

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2011/10/27/1312384_19.pdf

政策等の内容

国際協力の推進を図るため，日本の大学等における知的リソースを整理・活用して国際協力に関する情報提供等の知的貢献を行う。また, 国際機関が実施する事業に拠出等を行い, 国際的な取組にも貢献する。

評価結果の概要

●総合評価

「国際協力イニシアティブ」事業については，大学の有する「知」をまとめた成果物の蓄積が進み，同成果を公開したデジタルアーカイブである「国際教育協力アーカイブス」には，世界各地から月 25,000 ～ 30,000 アクセスがあるなど，一定の成果が得られた。

また，国際機関及び関係機関等を通じた国際的な取組への貢献については，修士課程の教育を実施する人材育成プログラムが開設されるなど，十分な進捗が得られた。

●必要性

教育・研究機関である大学には数多くの有益な知見が存在しているが, これらを国際協力の場で有効活用するためには, 実務的に活用可能な形に整理する必要がある。また，日本はユネスコと連携して持続発展教育（ESD）の普及推進を図る様々な取組を行っている。「国連 ESD の 10 年（DESD)」の最終年にあたる 2014 年には，ESD に関する世界会議をユネスコとの共催により日本で開催予定であることから, DESD 提唱国として，率先して ESD の推進に取り組み, プレゼンスを示す必要がある。

さらに，国連大学の本部所在国として，大学院の開設を支援し，人類の存続，発展及び福祉に係る世界的な課題解決のための共同研究や国際人材の育成を行うことが必要である。

●有効性

「国際協力イニシアティブ」では，電子アーカイブスへの新規登録数が平成 22 年度には 153%となった。また，青年海外協力隊等「現職教員特別参加制度」による教員派遣では，目標人数に対する派遣者数の割合が平成 22 年度には 85%に増加した。また，ESD の推進拠点となるユネスコスクールの加盟数は，ESD の 10 年の開始当初に比べ 19 校から 279 校へ十倍以上に増加した。

●効率性

国際協力イニシアティブの新規登録数及びアクセス数の増加，学校教育の場等における ESD の着実な浸透や，国連大学における既存のネットワークや人材リソースを活用し，効率的な人材育成のための大学院プログラムの開設などに努めた。

教訓 / 政策への反映 / 対応策

「国際協力イニシアティブ」については，文部科学省行政事業レビュー「公開プロセス」の結果を受けて，平成２２年度限りで事業を廃止した。今後は，同レビューでの「相手国の把握が不十分」などの指摘も踏まえ，文部科学省における国際協力の推進方策について，個別大学による個別事業レベルでの対応に留まらず，政府として対応していくべき事項について検討するため，平成 23 年度は「国際協力推進会議」を設置した。同時に，戦略的見地から東南アジア諸国との協力関係の重要性に着目し，当該地域との連携強化を目的とした事業を実施している。

また，今後も国連大学と日本の大学との連携を図り，大学院プログラムを始めとする国際的な人材育成の支援を継続する。

厚生労働省

国際機関の活動への参画・協力を推進すること：政策 施策 事業
世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成23年6月
評価者：厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyou/11monitoring/dl/VI-3-1.pdf

政策等の内容

■拠出金事業による技術協力事業

世界各国が抱える保健医療・公衆衛生分野における様々な課題に対し，それらを解決するための一助となること，及び世界的な健康脅威に対し協力して対処することを目的として，日本に蓄積されている高度な技術を活用し，世界保健機関（WHO）を通じて積極的に開発途上国に対する技術協力を実施する。

■開発途上国におけるエイズ対策の推進

日本の高いエイズ治療技術等を用い国際貢献を行うため，国連のエイズ関係機関との連携と協調を通じて，特に開発途上国におけるエイズの治療，予防等に係る保健医療システムの強化等に対する支援を行うことにより，世界のエイズ対策の強化に積極的に協力する。

第65回WHO総会

評価結果の概要

●総合評価

保健医療，公衆衛生等における国際機関を通じた協力については日本の経験及び国際機関の専門性の双方を活用し，国際社会へ貢献するだけではなく，日本の施策の検討や制度の安定等に資するものであるため，効率的，効果的に事業を実施しているものと評価している。

●必要性

近年国際社会でその重要性が高まっている保健医療・公衆衛生分野における諸課題に対して，各国が協力することにより，例えば，世界共通の課題となっている感染症問題に適切かつ迅速に対応することが可能となり，これは日本の感染症対策の実施の上で重要である。

また，発展途上国における保健医療の水準の向上に寄与することにより，安定的・持続的な経済発展の基盤となり，その国の開発・発展にも貢献することとなる。

●有効性

保健医療，公衆衛生分野において，日本は長年の経験を有しており，東南アジアを中心としたアジア・太平洋地域におけるこれらの分野に係る課題を解決するために，日本の経験を踏まえた支援を行うことは効果的である。

●効率性

現在アジア・太平洋地域各国が直面している課題に既に対応してきた日本の経験は，諸外国がこれらの課題に対応するために実践的なものである。また，WHOの専門知識，経験を有する国際機関を通じた協力を行うことにより，より効果的な事業を実施することが可能となっている。

教訓・政策への反映・対応策

当該施策は，国際社会へ貢献するだけではなく，日本の施策の検討や制度の安定等に資するものであり，今後も施策への取組を続けていく必要がある。

備考

●当該施策は，一部にODA予算を含む。

農林水産省

国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進

政策　**施策**　事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成23年8月
評価者：農林水産省

http://www.maff.go.jp/j/assess/hanei/zisseki/index.html

政策等の内容

近年，開発途上国の森林減少・劣化の問題が世界的規模の重要課題とされていることや，途上国のニーズ等を踏まえ，農林水産省は，各国，国際機関，NGO 等との連携の下で，荒廃地植林等の技術開発，NGO 等の海外植林活動に対する支援，人材育成，森林資源管理体制の強化支援等を通じて途上国における持続可能な森林経営を推進している。また，関連政府機関やＮＧＯ等が参集する国際会議の開催，国連食糧農業機関（FAO）及び国際熱帯木材機関（ITTO）が実施するプロジェクトへの資金拠出を行っている。

評価結果の概要

●総合評価

事業目標の達成度について相手国関係者を対象に４段階評価のアンケート調査を実施し，平均が 3.5 以上となることを目標値として設定した。平成 23 年度の達成状況は 3.7（106%）となり，一定の事業効果があったと推察される。

●必要性

違法伐採や森林減少が開発途上国で進む中，日本が技術協力等を通じ相手国政府や民間レベルの森林保全・回復等の取組に貢献するため，クリーン開発メカニズム（CDM）植林プロジェクトの拡大，違法伐採防止のための法令遵守の推進等，世界の持続可能な森林経営の推進への取組が必要である。

●有効性

開発途上国における持続可能な森林経営に対して，日本の有する森林整備及び保全等に関する知見と経験をもって協力を行った結果，気候変動などグローバルな環境問題の解決に日本が責務を果たす姿勢を示すこととなり，開発途上国を始め諸外国からの信用が深まった。

●効率性

既に得られた成果の普及と実施対象国の重点化を図るとともに，事業成果の定着を図るためのフォローアップ研修を行うなど，効果的な事業実施に取り組んだ。

教訓・政策への反映・対応策

引き続き国際的な協調の下で，森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組を推進し，持続可能な森林経営の推進や違法伐採防止による秩序ある木材貿易の推進を図る。このため，国内林業の健全な発展を念頭に置きつつ，民間企業，NGO等幅広い参加を得て，国内外の森林利用や保全をバランスよく進めるための枠組み作りや協力体制の整備を推進する。

備考

●当該施策は，非 ODA 事業を含む

総合的な食料安全保障の確立

政策　施策　事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成22年度以降複数年
評価者：農林水産省

政策等の内容

2008 年の G8 洞爺湖サミット以降，G8，G20 サミットや APEC 等において，生産拡大・生産性向上による食料安全保障は国際的課題と認識されている。農林水産省は，開発途上国における基礎調査，技術開発及び人材育成の実施，国際機関を通じた協力活動により，国際的な食料の供給不安定要因への対応を積極的に行う。

評価結果の概要

本分野は評価対象期間を複数年としており，最終的な評価結果は平成 25 年度以降にとりまとめられる予定。

備考

●本政策は，非 ODA 事業を含む。

経済産業省

対外経済政策

政策　施策　事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成23年8月
評価者：経済産業省

http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/23fy-seisakuhyouka/02.pdf

政策等の内容

■国際的な貿易・投資ルールを構築し，海外市場での日本企業の競争条件の改善に取り組む。

■日本の経済発展に不可欠な海外との貿易・投資を活発化するため，ODA，貿易保険等のツールを用いて，貿易・投資についての情報提供や環境整備を実施する。

■大量破壊兵器等の不拡散，野生動植物の保護などのため，厳格な貿易審査等を実施する。

■適正な貿易管理体制を構築し，日本経済の健全な発展に寄与する。

評価結果の概要

●総合評価

日本の貿易収支は，リーマンショック直後の大幅な赤字から持ち直した後は黒字基調を維持してきたが，他方で景気低迷を背景として先進国の海外子会社の内部留保が減少したこともあり，所得収支，対外直接投資収益は伸び悩んだ。

なお，インフラ海外展開においては，パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合の設置等の体制の強化，JICAの海外投融資の再会やJBICの機能強化，日本貿易保険による貿易保険の強化など公的金融機能の強化等，今後の具体的インフラ輸出案件獲得のためのツールを整備した。

●必要性

新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（平成22年6月8日閣議決定）でも，「日本の「安全・安心」等の技術のアジア及び世界への普及」などが重要政策として言及されている。また，平成23年3月の東日本大震災の影響で貿易収支が大幅な赤字に転落するなど，日本の国際収支を取り巻く環境は良好と言えない中，中国を始めとするアジア諸国からの投資収益は底堅く推移，投資残高も増加するなど，新興国市場を取り込む重要性が高まっていることからも貿易・投資の環境整備等の政策を進めていく必要がある。

●有効性

インフラの海外展開においては，インドネシアの高効率石炭火力発電案件において日本企業を中心とするグループが優先交渉権を獲得するなど，重要案件において前進が見られた。また，日本を「アジア拠点」として復活させるためのインセンティブ措置としてアジア拠点化推進法案を閣議決定し，アジア拠点化プログラムの策定を定めた。

日本企業が貿易，投資を通じて海外の富を取り込む環境の整備に関しては，これまで12ヵ国と経済連携協定（EPA）を個別に締結，またIT製品関税のWTO紛争でEUに勝訴した。

適正な貿易管理体制の構築については，安全保障を巡る国際的な環境の変化等により，平成21年に罰則強化等の措置を講ずるべく外為法の一部改正を行った。また，安全保障貿易管理に係る迂回調達の実態解明や機微技術の動向調査の実施で得られる情報は，個々の審査実務等の現行制度の運用や，制度の迅速かつ適格な見直しの検討材料として不可欠なものとなった。また，国内の輸出者等を対象とした安全保障貿易管理に関する説明会等を実施し，平成22年度には15,492名が参加したことは，輸出者等の輸出貿易管理体制の構築に寄与した。さらに，原産地証明書発給数の増加は，原産地証明制度の導入・普及が進んでいると評価できる。

●効率性

対外経済政策予算が平成23年度には2,387億円から2,016億円に減少する中，より少ないコストで重要相手国・分野等に重点を置きつつ政策を実施した。

教訓・政策への反映・対応策

今後も，国内の各業界からのニーズや，国際的な諸情勢を踏まえ，引き続き貿易・投資のための環境整備の実施や国際的な貿易・投資ルールの構築などを着実に実施していく。

備考

●当該政策は，一部にODA事業を含む。

生産性向上のための専門家の現地指導風景

国土交通省

国際協力，連携等の推進

政策　施策　事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成24年3月
評価者：国土交通省

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/

政策等の内容

相手国・国際機関との良好な国際関係を構築するため，多国間・二国間会議を継続的に実施する。また，開発途上国に対しては，研修員受入，専門家派遣，各種調査等の協力や支援を通して自立的発展を促進する。

さらに，関係機関と連携し国際協力・政策対話等の多面的な戦略的外交を行うことで，日本の海外展開を推進する。"

評価結果の概要

●総合評価

国際情勢や相手国等のニーズに基づき，国際連携・協力の推進に寄与する取組を実施した結果，プロジェクト件数は確実に増加しつつあり，本政策は一定の効果を上げていると評価できる。

●必要性／妥当性

開発途上国の発展には経済社会基盤の整備が不可欠であり，国際協力に対する国土交通分野の需要は大きい。それに対し，国土交通省では日本の優れた技術・経験を活用し，官民連携による海外プロジェクトの推進等，国際協力への取組を積極的に行っている。

●有効性

国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクト件数は，近年増加傾向にある。さらに，日 ASEAN 交通大臣会合や海外インフラ PPP（官民連携）協議会などを通じた政策対話，ワークショップ，セミナー及び研修を継続的に実施し，各国との協力連携を一層強化していることからも，本政策は有効といえる。

第３回海外水インフラＰＰＰ協議会

第９回日 ASEAN 交通大臣会合．

●効率性／適切性

国際情勢や相手国等のニーズを的確に踏まえ，国内外の関係省庁や機関と連携しつつ，対象とする相手国や分野に重点化を図ることで，効率的に国際連携・協力等の推進に関する取組を実施している。

教訓・政策への反映・対応策

長年かけて構築した多国間・二国間との国際関係をより良好な関係にするため，継続的に行っている国際交流や調査を効果的に実施する。また，開発途上国の自立的発展支援のため，研修員受け入れ，専門家派遣，各種調査等の協力支援を引き続き行う。

また，受注獲得や案件形成等の海外プロジェクトの推進を図るためには，現地のニーズをきめ細かく把握し，ニーズに適合した提案を行うことが必要である。従来実施しているセミナー等の開催に加え，相手国が関心のある分野について，当局者間で問題解決に向けた踏み込んだ対話を実施し，相手国との更なる関係強化や海外プロジェクトの推進を図る。

なお，日本企業の海外展開に関しては，これまで蓄積された知見やノウハウ及び優れた技術をパッケージ化することで，海外プロジェクトの一層の推進を図る。"

備考

本政策は非 ODA 事業を含む。

環境省

途上国におけるフロン等対策支援事業

政策 施策 事業

評価の種類：政策評価法以外の評価
評価時期：平成24年3月
評価者：環境省

http://

政策等の内容

環境省では，アジアの途上国に対し，モントリオール議定書のスケジュールに沿ったオゾン層破壊物質の削減・転換を支援するとともに，日本の技術を活かしたオゾン層破壊物質の適切な処理に係る対策支援を行っている。

評価結果の概要

●総合評価

開発途上国では，先進国を追う形での規制スケジュールでオゾン層破壊物質の削減に取り組んでいる。日本は，多国間基金への資金拠出を通じて各国のオゾン層保護の取組を支援しているほか，途上国の人材育成のための研修等を行っている。

フロンはオゾン層破壊物質であるとともに強力な温室効果ガスでもあるが，開発途上国では，2002年時点で40億トンCO_2以上のフロンが冷蔵庫やエアコンに使われている。冷蔵庫やエアコンからフロンを回収して再利用できないものを適切に処理すること，フロン類を使用しない（ノンフロン）製品や技術を広めることは重要であり，環境省は，日本の経験や技術を活かし，回収・破壊制度やノンフロン技術の紹介を行うなど，地球温暖化防止の観点からも貢献している。

環境省では，これまでインドネシアでのフロン破壊施設の設置協力，アジア太平洋地域を対象とした国際会議の開催などにより，日本の技術や経験を開発国に広めてきた。平成23年度はモンゴルにおけるHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン：オゾン層破壊物質の一種）削減管理計画に関する断熱材分野での支援プロジェクトに着手して取組を進めており，現地視察や具体的な取組推進のための会合の開催等，一定の効果を上げたと評価できる。

HCFC削減管理計画に関する会合（2011年6月，モンゴル）

●必要性

2011年，北極圏上空にオゾンホール（観測史上最大のオゾン破壊）が国立環境研究所を含む国際研究チームにより観測され，今後も確実にモントリオール議定書を実施していくことの重要性が再確認された。

オゾン層破壊物質の転換及び適切なフロン類の処理について日本が主体的に支援・協力することは，日本の技術の普及を促すとともに，オゾン層保護及び地球温暖化防止につながることから，日本の国益と国際社会のニーズに合致しており，一層寄与していく必要がある。

●有効性・効率性

モントリオール議定書のスケジュールに沿った途上国でのオゾン層破壊物質の削減・転換については，2013年よりHCFCの削減が開始されることから，現在世界の途上国で急務となっている。特にアジア各国においては，オゾン層破壊物質の転換に加え，今後の経済成長に伴ってフロン類の使用が増加すると考えられるため，移行する代替物質等の選択やフロン類の適切な処理を促すことは，地球温暖化を防止する観点からも極めて有効かつ効率的である。

教訓・政策への反映・対応策

特にフロン類の回収・破壊については，技術とともに社会制度の構築が重要である。また，各国の社会活動の規模や地理的条件等により，適切な回収・破壊の制度及びノンフロン技術等を提供する必要があり，引き続き国際機関や各国との連携を図り，ニーズの把握及びプロジェクトの実現に向けた取組が必要である。

オゾン層破壊物質の代替に係る技術フェアの様子（2011年5月，モルジブ）